

品川区住宅改善工事助成事業実施要綱

- 制定 平成23年3月30日要綱第 45号
- 改正 平成23年7月 8日要綱第112号
- 改正 平成24年4月 1日要綱第 76号
- 改正 平成25年4月 1日要綱第 68号
- 改正 平成26年4月 1日要綱第 69号
- 改正 平成27年4月 1日要綱第150号
- 改正 令和 元年5月 1日要綱第269号
- 改正 令和 4年2月21日要綱第 46号
- 改正 令和 7年4月 1日要綱第 55号
- 改正 令和 8年3月25日要綱第 30号

(目的)

第1条 この要綱は、区民、マンション管理組合または賃貸住宅オーナーが既存住宅について区内事業者を利用し、環境に配慮した工事やバリアフリー化を行う場合に、工事費用の一部を助成し、もって環境の保全およびバリアフリー化等による住環境の整備、区内事業者の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 品川区の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋をいい、共同住宅および、店舗、事務所、賃貸住宅等を併用する建物の住宅部分を含む。
- (3) 区内事業者 助成対象工事を行う民間業者で品川区内に事務所を有する者をいう。
- (4) 共同住宅共用部分 外壁や屋上、廊下など集合住宅の専用部分に属さないものをいう。
- (5) マンション管理組合 品川区区分譲マンションの区分所有者で構成された、そのマンションを管理するための組合組織をいう。
- (6) 賃貸住宅オーナー 品川区内に賃貸住宅を所有している個人をいう。
- (7) 工事費用 助成対象工事に係る建材・設備の購入、施工等に関する費用を合計した金額で、消費税を除いた金額をいう。

(助成)

第3条 区は、予算の範囲内で、区民、マンション管理組合または賃貸住宅オーナーが住宅または共同住宅共用部分について区内事業者に委託し、助成対象工事を

行う場合に、工事費用の一部を助成する。

(助成対象者の要件)

第4条 この要綱に基づく助成の対象者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 区民の場合

ア 住宅に居住していることまたは現に居住していない場合であって、助成対象工事後速やかに当該住宅に居住すること。

イ 住民税を滞納している者でないこと。

ウ 居住する住宅が賃借の場合は、助成対象工事について所有者から承諾を得ていること。

エ 助成対象工事について、品川区の他の助成制度を利用していないこと。

オ 東京都または国の助成制度等を活用して工事を行う場合にあつては、この要綱に基づき助成を受けた場合においてもなお自己負担額が発生すること。

カ すでにこの要綱に基づく助成を受けている者でないこと。

キ 建築基準法その他の関係法令に適合していること。

ク 助成対象工事にともなう建築確認は、原則として品川区で取得すること。

(2) マンション管理組合の場合

ア 助成対象工事について総会等で区分所有者の承認を得ていること。

イ 助成対象工事について、品川区の他の助成制度を利用していないこと。

ウ 東京都または国の助成制度等を活用して工事を行う場合にあつては、この要綱に基づき助成を受けた場合においてもなお自己負担額が発生すること。

エ すでにこの要綱に基づく助成を受けている者でないこと。

オ 建築基準法その他の関係法令に適合していること。

カ 助成対象工事にともなう建築確認は、原則として品川区で取得すること。

(3) 賃貸住宅オーナーの場合

ア 住民税を滞納している者でないこと。

イ 助成対象工事について、他の助成制度を利用していないこと。

ウ 東京都または国の助成制度等を活用して工事を行う場合にあつては、この要綱に基づき助成を受けた場合においてもなお自己負担額が発生すること。

エ すでにこの要綱に基づく助成を受けている者でないこと。

オ 建築基準法その他の関係法令に適合していること

カ 助成対象工事にともなう建築確認は、原則として品川区で取得すること。

(助成対象工事)

第5条 この要綱に基づく助成の対象工事は、次の各号のいずれか一以上に該当する既存住宅のリフォームであつて、工事費用が10万円以上のものとする。

(1) エコ住宅改修

(2) バリアフリー住宅改修

(3) その他環境に配慮した工事またはバリアフリーに配慮した工事等、区長が住

環境の改善に資すると認めるもの

(助成額)

第6条 助成金の額は、工事費用の100分の10に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）とし、その上限額を一般住宅については20万円、共同住宅については100万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、東京都または国の助成制度等を活用して工事を行う場合にあつては、この要綱による助成金の額は、工事費用から東京都または国の助成制度等による助成金の額を引いた額または前項に規定する額（上限額に達している場合はその上限額）のいずれか低い額とする。

(申請方法)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、着工前に、住宅改善工事助成工事着手届（第1号様式）に当該工事に係る見積書、工事予定箇所を確認することができる写真、工事請負契約書の写しまたはそれに代わるもの、住民票の写しまたはそれに代わるものおよび住民税の納税証明書（前年所得が記載されているもの）またはそれに代わるもの（マンション管理組合が申請する場合を除く）を添えて区長に提出するとともに、工事完了後速やかに、住宅改善工事助成申請書（第2号様式から第4号様式までのいずれか。）に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 区民が申請する場合

ア 領収書の写し

イ 工事箇所の工事完了が確認することができる写真

ウ 住民票の写しまたはそれに代わるもの（助成対象工事後、当該住宅に居住した場合に限る）

エ 業者作成の請求書内訳またはそれに代わるもの（見積書の金額に変更が生じた場合に限る）

オ 性能証明書またはそれに代わるもの（区長が必要と認める場合に限る）

カ 現場に搬入した資材の型番が確認することができる写真および工事中の写真、またはそれらに代わるもの（区長が必要と認める場合に限る）

キ 検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る）

ク その他区長が必要と認める書類

(2) マンション管理組合が申請する場合

ア 領収書の写し

イ 工事箇所の工事完了が確認することができる写真

ウ 対象工事に係る決議書の写しまたはそれに代わるもの

エ 業者作成の請求書内訳またはそれに代わるもの（見積書の金額に変更が生じた場合に限る）

オ 性能証明書またはそれに代わるもの（区長が必要と認める場合に限る）

カ 現場に搬入した資材の型番が確認することができる写真および工事中の写

- 真、またはそれらに代わるもの（区長が必要と認める場合に限る）
 - キ 検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る）
 - ク その他区長が必要と認める書類
- (3) 賃貸住宅オーナーが申請する場合
- ア 領収書の写し
 - イ 工事箇所の工事完了が確認することができる写真
 - ウ 賃貸借契約書の写しまたはそれに代わるもの
 - エ 業者作成の請求書内訳またはそれに代わるもの（見積書の金額に変更が生じた場合に限る）
 - オ 性能証明書またはそれに代わるもの（区長が必要と認める場合に限る）
 - カ 現場に搬入した資材の型番が確認することができる写真および工事中の写真、またはそれらに代わるもの（区長が必要と認める場合に限る）
 - キ 検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る）
 - ク その他区長が必要と認める書類
- (助成金交付およびその額の決定)

第8条 前条の規定に基づき助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金交付およびその額の決定をしなければならない。

- 2 区長は、前項の場合において、必要と認めるときは実地に調査を行うものとする。

(決定の通知)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付およびその額の決定をしたときはその決定の内容を、助成金を交付しないことと決定したときはその理由を明記して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、住宅改善工事助成金交付請求書（第5号様式）により、区長に助成金の請求をしなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金交付の決定を受けた者に対し助成金を交付する。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還)

第11条 区長は、助成金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (3) その他区長が相当な理由があると認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成23年7月11日から適用する。

2 この要綱は、施行日以降に受理された申請について適用し、施行日の前日までに受理された申請については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2条第1項の規定は平成24年7月9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。